

違反行為の主な事例（有限会社サスケは、「家庭教師ヴォックス」という屋号を用いている。）

【事例1】 勧誘目的等不明示（法律）、販売目的の隠匿（条例）

平成28年11月頃、消費者Aは、家庭教師のヴォックスから来た家庭教師の案内状に興味を持ち、ヴォックスに電話で無料体験を依頼した。

体験当日、消費者A宅に、「家庭教師のヴォックスのZと言います。」と言って営業員Zが来訪した。営業員Zはパンフレットや公立高校の合格ランク表等の色々な資料を取り出し、高校の受験勉強について、家庭教師の利点や指導方法について説明した。

消費者Aが、家庭教師の受験勉強は良いかもしれないという気持ちになってきた頃、初めて営業員Zは、家庭教師の指導には教材が必要であると言い出した。案内状には、教材を購入する必要があるとの記載はなかった。

【事例2】 勧誘目的等不明示及び迷惑勧誘（法律）、販売目的の隠匿及び長時間の迷惑勧誘（条例）

平成28年3月頃、消費者Bは、家庭教師のヴォックスから来た家庭教師の案内状に興味を持ち、ヴォックスに電話で無料体験を依頼した。

体験当日、訪ねてきた営業員Yは、安価な家庭教師の指導料や家庭教師の利点をアピールした。家庭教師派遣契約書の説明で、営業員Yは「家庭教師の指導は教材を使ってやった方が解りやすい。」と言い、教材販売の話になった。消費者Bは、サスケの案内状に教材が必要だとは書いてなく、学校の教科書を使って教えてくれると思っていたので、突然の教材販売の話に戸惑ったが、苦手教科の教材を購入することにし契約することにした。

営業員Yの来訪時間は、午後7時から契約を完了し帰ったのは午後10時を過ぎていた。

【事例3】 勧誘目的等不明示及び迷惑勧誘（法律）、販売目的の隠匿及び長時間の迷惑勧誘（条例）

平成29年10月頃、消費者Cは、子供に家庭教師の無料体験学習を一度受けさせようと、電話でサスケに体験学習の申し込みをした。

無料体験当日、同社の営業員Xが来訪した。営業員Xは、無料の体験授業をせず、家庭教師の学習方法について説明したり、消費者Cに、子供の成績や内申点などを質問した。

家庭教師の話が30分ほど続いてから、営業員Xは、突然、持って来ていた鞆から教材を出し、「この教材を使えば成績があがりますよ。もっと上の学校を頑張って目指していきましょう。」と言って、教材を勧めた。

消費者Cは、営業員Xに、午後6時頃から午後9時過ぎまで粘られたので、契約してしまった。